

第七十五号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月二十日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二都市開発部の表二十一の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同表二十一の二の項とし、同表二十の項の次に次の一項を加える。

二十一 建築基準法第四十三条第二項第一号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	一件につき 三万千円	認定申請のとき
---	-------------------------	---------------	---------

別表第二都市開発部の表五十二の項の次に次の一項を加える。

五十二の二 建築基準法第八十条第六項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	一年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物建築許可申請手数料	一件につき 十九万五千円	許可申請のとき
---	----------------------------------	-----------------	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、接道規制の適用除外に係る建築認定の審査及び一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可の審査の事務手数料を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。